

○備前市振興計画審議会条例

平成17年3月22日

条例第10号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、備前市振興計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、備前市振興計画に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織し、委員は市長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第4条 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の定数の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年3月22日から施行する。

以下 略

○備前市まちづくり基本条例(抜粋)

(審議会等の公募委員参画)

第18条 市は、第16条第1項及び前条第2項に関し審議会等を設置し、委員を選任するときは、その一部又は全部に公募の委員を加えるよう努めなければなりません。

2 市は、審議会等の会議を原則公開とします。